

其旨中々詳請券ハ糾紛ヲ啓スルナシ

ハニ

ハノ管轄ニ對テ訴訟ヲ興ヘタルモノハ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ官署ニ於テ訴訟ヲ興スルモノナリ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

ハノ訴訟ニ對シテ其ノ管轄ノ地ニ在リテ

運動ニ使用ヲ許シタル旗幟左ノ如シ

1 組合旗

2 長笏 一隊二本以下トシ左ノモノニ限ル

白地ニ墨書トシ左記文字ヲ記載スルモノ

八時間労働制ノ確立

最低賃銀法ノ制定

勞農ロシヤノ承認

失業防止ノ徹底

市電割引ノ即時實行

生活糶^カ確立

3 手旗半紙ヲ斜メニ二切シメ「デ」又ハ前記標語ヲ記載シ

タルモノ

旗幟ハ解散後捲キ納メシム

五 監督者及標識